

茨城県後期高齢者医療広域連合議会事務局設置条例

平成 19 年 3 月 30 日

条例第 21 号

(設置)

第 1 条 茨城県後期高齢者医療広域連合議会に、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条において準用する同法第 138 条第 2 項の規定に基づき、事務局を置く。

(職員)

第 2 条 事務局に事務局長その他必要な職員を置く。

2 事務局職員の定数は、茨城県後期高齢者医療広域連合職員定数条例（平成 19 年茨城県後期高齢者医療広域連合条例第 5 号）の定めるところによる。

3 事務局職員の給与、身分等の取扱いに関しては、茨城県後期高齢者医療広域連合の一般職の職員の例による。

(委任)

第 3 条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。